

申請期間 2/15～3/19

頑張る飲食店応援金

申請手引

～県内飲食店（広島市を除く）～

令和3年2月

## ～ 目 次 ～

- 1 応援金の概要
  - (1) 目的
  - (2) 対象者（支給要件）
  - (3) 支給額
  
- 2 申請手続き等
  - (1) 申請書類
  - (2) 申請受付期間
  - (3) 申請方法及び注意事項
  - (4) 問合せ先
  
- 3 応援金の支給
  - (1) 応援金の支給の決定及び通知
  - (2) 応援金の支給
  
- 4 支給決定の取消し及び応援金の返還
  
- 5 調査等への協力
  
- 6 その他

日本標準産業分類 76 飲食店 の掲載内容

別表 申請書類について

頑張る飲食事業者応援事業 Q&A

## 1 応援金の概要

### (1) 目的

新型コロナ感染拡大防止集中対策の影響により、売上が減少した広島県内の飲食店等を県と市町が共同で支援金を支給し、事業継続を応援します。

### (2) 対象者（支給要件）

広島県内の飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者（宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く）

※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店（P7）

- ①広島県内に店舗があること。
- ②広島県内に本社があること。
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主であること）
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。）
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※1」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置する※2など、感染予防対策をとっていること（予定も含む）
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること。

※1 取組宣言は、電子申請システムから行うことができます（パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意の上、次のサイトにアクセスしてください。）

[https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/Offerlist\\_detail.action?Tempseq=5894](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/Offerlist_detail.action?Tempseq=5894)  
なお、電子申請システムにアクセスできない方については、下記サポートセンターまでお問合せください。

【サポートセンター】

082-513-2845（受付時間：8時30分から17時まで）

- ※2 ①飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、  
②飲食店におけるパーテーション設置促進補助金をご利用いただけます。  
（申請は1店舗につき、それぞれ1回限りです。過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。）

令和3年2月26日を申請期限にしておりますが、申請期限の延長を検討しております（詳細が決まりましたら、県HP等でお知らせします。）

① <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokuhojo2020.html>

② <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/taisakuhojo2020.html>

### (3) 支給額

1店舗当たり30万円

※複数の店舗が対象の場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

※三次市内の店舗は、応援事務局から20万円が支給され、残りは三次市から支給されます。別途、三次市への申請が必要となります。

- 三次市産業振興部商工観光課（0824-62-6171）
- 三次市飲食事業者支援給付金チラシ をご覧ください。

## 2 申請手続き等

### (1) 申請書類

次のア)～ケ)の書類を提出してください。

必要な資料の項目	具体的な内容
ア) チェックシート	
イ) 申請書	詳細は8ページをご確認ください
ウ) 誓約書	詳細は9ページをご確認ください
エ) 売上が分かる書類	詳細は10ページをご確認ください
オ) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し	
カ) 飛沫感染予防対策としてアクリル板等パーティション設置を選択した方はその様子が分かる写真	設置予定の方は、注文書等の写しを添付してください。納品設置後に写真を送付してください(①飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、②飲食店におけるパーティション設置促進補助金を申請される方はそちらに写真を添付することでも構いません)
キ) 飲食店営業許可証の写し	飲食店営業許可証(1類または3類)、または喫茶店営業許可証(1類)
ク) 法人代表者または個人事業主の本人確認書類の写し	①住所、②氏名、③生年月日が確認できる公的証明書類の写し (公的証明書類の例) 運転免許証、パスポート、保険証 (注) マイナンバーカードの使用は控えてください。
ケ) 振込先口座の通帳の写し	通帳の表紙ではなく、表紙をめくった次のページ(金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義名が刻印されているページ)の写しを添付してください。 【ネットバンキングで通帳がない場合】 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 (注) ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。 (法人の場合は当該法人名義) ・日本国内の口座に限ります。

### (2) 申請受付期間

令和3年2月15日(月)から令和3年3月19日(金)まで(消印有効)

### (3) 申請方法及び注意事項

申請方法は、①郵送での申請もしくは②電子申請(HP内)となります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口での申請は受け付けておりません。

※切手を貼付けのうえ、裏面には差出人の住所、氏名を必ずご記載ください。

※日曜日や祝日も配達されて配達状況の追跡が可能な簡易書留による提出をお願いします。

※やむを得ず普通郵便で提出される方は、料金不足にご注意ください。不足があった場合は返送されますので、投函前に十分ご確認ください。

(参考) 定形外郵便物 (長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内および重量1kg以内)

重量	料金
50g 以内	120 円
100g 以内	140 円
150g 以内	210 円
250g 以内	250 円
500g 以内	390 円
1kg 以内	580 円

【宛先】

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-2-2

頑張る飲食店応援事務局 宛

《その他の注意事項》

- 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、審査担当者から連絡させていただきます。申請書には必ず、日中(9時~17時)に対応可能な連絡先の記入をお願いします。なお、軽易な不備については、申請者の了解を得て修正することがあります。
  - 申請書類が全て確認できなければ、支給のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。
- なお、審査後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

(4) 問合せ先

頑張る飲食店応援事務局

電話番号：082-248-6850

開設時間：9時30分から 17時 まで(土・日・祝は除く)

### 3 応援金の支給

#### (1) 応援金の支給の決定及び通知

- 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは応援金を支給します。
- 支給決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行い、通知書等の送付はありません。
- 応援金の支給対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

#### (2) 応援金の支給

- 申請いただいた口座に振り込みますので、申請書の控えをお手元に保管していただくようお願いいたします。

### 4 支給決定の取消し及び応援金の返還

応援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、応援金の支給決定を取消し、事務局の指定する期日までに全額返金いただきます。その際、悪質と認めるときは、返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて求める場合があります。

### 5 調査等への協力

応援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

### 6 その他

- 提出された申請等に不備があった場合、事務局から申請者に連絡します。指定する期限までに申請等が再度行われなかった場合は、申請者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 個人情報の取り扱いに関して、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が事務を委託する事業者と共有します。（本応援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請で提出いただいた営業に関して必要な許認可等について、所管官庁等への申請情報等と照合します。（本応援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請書類に記載された情報を国、広島県、市町、警察本部、税務機関に提供することがあります。
- ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

日本標準産業分類 76 飲食店 の掲載内容

事業活動	内容説明	内容例示	
		○：該当する例示	×：該当しない例示
食堂，レストラン (和食・洋食・中華等各種料理を提供)	主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業	食堂，大衆食堂，定食屋，めし屋，学生食堂（注文に応じて調理している場合），ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの） など	学生食堂（給食） 客の注文に応じその場所で調理した飲食料品の持ち帰り専門店（すし，ハンバーガー，ピザ，お好み焼き等） 宅配専門店（ピザ，すし等）
和食，牛丼，和風料理店	特定の日本料理（そば，うどん，すしを除く）をその場所で飲食させる事業	てんぷら料理，うなぎ料理，川魚料理，鳥料理，かに料理，とんかつ料理，牛丼店，精進料理店，割ぼう料理店，懐石料理店，釜めし屋，お茶漬屋，にぎりめし屋，沖縄料理店，郷土料理店，沖縄そば店，ふぐ料理店，ちゃんこ鍋店，しゃぶしゃぶ店，すき焼き店 など	
ラーメン・中華料理店	ラーメン，中華料理をその場所で飲食させる事業	ラーメン店，中華そば店，中華料理，上海料理，北京料理，広東料理，四川料理店，台湾料理店，ぎょうざ（餃子）店，ちゃんぽん店 など	
焼肉店	焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業	焼肉店	
料亭・洋食・カレー・スパゲッティ・ステーキハウス・各国料理店	料亭・カレー・スパゲッティ・各国料理店等，他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業	料亭，西洋料理店，フランス料理，イタリア料理，スペイン料理，メキシコ料理，朝鮮料理，韓国料理，インド料理，カレー料理，タイ料理，ステーキ・ハンバーグ専門店，スパゲッティ店，ピザ専門店，エスニック料理店，無国籍料理店 など	
そば・うどん店	そばやうどんなどをその場所で飲食させる事業	そば屋，うどん屋，きしめん店，ほうとう店 など	
すし店	すしをその場所で飲食させる事業	すし屋，回転すし店	
酒場，ビヤホール	酒類及び料理をその場所で飲食させる事業	酒場，ビヤホール，大衆酒場，居酒屋，焼鳥屋，おでん屋，もつ焼屋，ダイニングバー，ろばた焼屋，小料理屋 など	
バー，キャバレー，ナイトクラブ	洋酒や料理などを提供し，カラオケ，ダンス，ショー，接待サービスなどにより客に遊興飲食させる事業	バー，スナックバー，キャバレー，ナイトクラブ，カラオケスナック，など	
喫茶店	コーヒー，紅茶，清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業	喫茶店，フルーツパーラー，音楽喫茶，珈琲店，カフェ，コーヒーショップ など	
ハンバーガー店	ハンバーガーをその場所で飲食させる事業	ハンバーガー店	
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	お好み焼，焼きそば，たこ焼をその場所で飲食させる事業	お好み焼店，焼きそば店，たこ焼店，もんじゃ焼店	
その他の飲食店	大福，今川焼，ところ天，汁粉，湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業	大福屋，今川焼屋，ところ天屋，氷水屋，甘酒屋，汁粉屋，甘味処，アイスクリーム店，サンドイッチ専門店，フライドチキン店，ドーナツ店，ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの） など	

# 申請書類について

## 1 申請書

※対象となる店舗ごとに申請してください。

別記様式第1号

### 頑張る飲食店応援金申請書【県内飲食店（広島市を除く）】

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様  
(頑張る飲食店応援事務局)

申請期間 2/15～3/19

頑張る飲食店応援金を次のとおり申請します。  
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

提出日 令和3年 2 月 15 日

1 申請者の情報 (法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。)

申請事業者の情報	フリガナ	ヒロシマケン ●●シ●●●●			
	住所	〒 ●●●-●●●● 広島県 ●●市●●●●			
	フリガナ	カフシキガイシャヒロシマケン			
	会社名	株式会社広島県			
	フリガナ	ヒロシマ タロウ			
中小企業者であること の確認	代表者名 (個人事業者名)	広島 太郎			
	資本金 (または出資金)	1,000,000 円	雇用する従業員数	10 人	
	主たる業種	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食業・小売業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 製造業その他			
連絡先	担当者名	フリガナ	ヒロシマ シロウ	電話番号 [*]	090-●●●-●●●●
		氏名	広島 次郎		
	メールアドレス	●●●●@●●●●.jp		FAX番号	082-●●●-●●●●

※連絡先は、9時から17時に繋がる電話番号を記入してください。

2 店舗の情報

営業許可証 許可番号	第 0 0 0 0 号				※営業許可証の右上の番号です。	
店舗情報	フリガナ	オコノミヤキヒロちゃん				
	店舗名	お好み焼きひろちゃん				
	フリガナ	ヒロシマケン ●●シ●●●●				
	住所	〒 ●●●-●●●● 広島県 ●●市●●●●				
電話番号	082-●●●-●●●●	本来の 営業時間	—	事業内容	お好み焼き	

3 要件確認 (※下記の5項目をチェックしてください。)

- 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録していますか？(予定を含む)
  - 換気による感染予防対策を講じていますか？
  - 次の飛沫感染予防対策を講じていますか？(予定を含む)
    - ア) アクリル板等 イ) 客間を1m以上スペース確保 ウ) マスク会食の推奨 エ) その他
  - 令和2年12月又は令和3年1月の申請店舗の売上のどちらかが前年同月に比べて70%以下になっていますか？
- ※下記の表に売上と割合を記載して下さい(①もしくは②)

チェック欄
<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
申請店舗で取り組んでいるものに○をしてください
<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ

	売上額(円) A		売上額(円) B	割合(%) B/A
令和元年12月	1,000,000 円	令和2年12月	500,000 円	50 % ①
令和2年1月	円	令和3年1月	円	% ②

4 振込先口座 ※ゆうちょ銀行の方はQ & Aの記載例をご参照ください。

金融機関名	広島銀行			本・支店名	本店営業部			≪受付番号≫
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	金融機関 コード	0169	支店 コード	001		
口座番号	0 0 0 0 0 0 0 0	右詰めで記入してください。						
フリガナ	ヒロシマ タロウ							
口座名義	広島 太郎							

※金融機関コードや支店コードが不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

注意  
提出する申請書の控えを1部お手元に保管していただくようお願いいたします。

注意  
①アクリル板等パーテーションを設置している場合には、写真を添付してください。

## 2 誓約書

必ず自署していただくようお願いします。

### 誓約書【県内飲食店（広島市を除く）】

私は、「頑張る飲食店応援金（以下「応援金」）」交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を国、広島県、市町、警察、税務機関に提供することについて同意します。

記

#### 1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

#### 2 その他この申請に関して

- (1) 申請内容は事実と相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、応援金の返還等に応じます。また、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から返還の対象となる応援金と同額の違約金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- (2) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (3) 国、広島県、市町、警察、税務機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。
- (4) 今後も事業を継続する意思があります。

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

令和 年 月 日

- ① (申請者)  
住 所
- ② 名称（屋号）
- ③ 代表者氏名

※法人の代表者または個人事業主が自署してください。

注意  
ゴム印等は使用せず、必ず自署してください。

①所在地  
法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

②名称（屋号）  
法人の場合は、法人名、個人事業主の場合、店舗名を記入してください。

③代表者氏名  
個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

### 3 売上が分かる書類

次の①②③の資料を添付してください。

①「直近の確定申告書（写し）」

②「令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳（写し）」

③「前年同月の店舗別売上台帳（写し）」

※設立後、決算期や申告期限を迎えていない場合は、①確定申告書の代わりに「個人事業の開業・廃業等届出書（写し）」または、「法人設立設置届出書（写し）」をご提出ください。②③については、Q&Aをご覧ください。

※法人の場合は「法人税確定申告書 別表一」、個人事業主の場合は「確定申告書B 第一表」の写しをご提出ください。

＜法人の場合＞

＜個人事業主の場合＞

# 頑張る飲食事業者応援事業

## Q & A

令和3年2月4日時点

(申請について)

Q1 対象となる店舗ごとに申請するとのことですが、すべての書類を店舗ごとに用意するのですか。

A はい。店舗ごとにチェックシートを作成いただき、申請書以下、すべての書類を店舗ごとに提出ください。広島市以外の店舗と広島市内の店舗で申請書類が異なりますので、ご注意ください。

Q2 複数店舗を運営しており、広島市内、広島市外、営業時間短縮等要請（第2次：令和3年1月18日から2月7日まで）の対象外店舗と対象店舗が混在しています。売り上げが減っている店も増えている店もあります。この応援金を受け取れますか。

A 店舗ごとの判断となります。対象となる店舗について受け取ることができます。

Q3 フランチャイズ店の場合は誰が受け取ることができますか？

A 加盟店（フランチャイジー）が申請者となります。

Q4 店舗は広島県にありますが、本社所在地は東京にあります。この応援金を受け取れますか。

A 申し訳ございません。本社所在地（本社機能）が広島県内にある事業者に限らせていただいております。

Q5 飲食店営業許可の「3類（客室なし）」の許可を取得して営業していますが、この応援金を受け取れますか。

A 店内（屋内）で客に飲食サービスを提供している店舗が対象ですので、客室がない場合は受け取れません。ただし、「3類（客室なし）」の許可を受けている飲食店で、屋内の常設の飲食スペースを設けている店舗（例：多人数が入れる宴会場を有するホテル、ショッピングモールのフードコート）は受け取ることができます。

Q6 国の持続化給付金など、他の給付金を受け取っています。この応援金も受け取れますか。

A 受け取れます。（ただし、広島県感染拡大防止協力支援金（第3期）のみ、重複して受け取ることができません。）

Q7 廃業予定です。この応援金を受け取れますか。

A この応援金は、事業継続が前提となっていますので、廃業した店舗については、応援金を受け取ることができません。

Q8 事業継続が前提となっているということは、この応援金を受け取ったら廃業できないのですか。

A 応援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、事業継続していただきたいと思っています。少なくとも、交付日時点では営業活動を行っていることが必要となります。

(デリバリーについて)

Q9 デリバリー、テイクアウト専門店は、この応援金を受け取ることはできますか？

A 受け取ることはできません。他にも、移動販売車による営業、イートイン施設を有するコンビニエンスストア、フード自動販売機等は対象外となります。

Q10 店内飲食と、デリバリーまたはテイクアウトを併用している店舗は、対象ですか？

A 対象です。

(中小企業について)

Q11 中小企業基本法で定義する中小企業に、社会福祉法人や医療法人は含まれますか。

A 今回の応援金に関しては、含まれます。社会福祉法人に加え、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合、有限責任事業組合が含まれます。

Q12 大企業やみなし大企業は、この応援金を受け取れますか。

A 中小企業基本法で定義する中小企業のみが受け取ることができます。今回は、感染防止に協力いただいたことに対するの支援という性格ではなく、要請を受けて特に影響が大きいと思われる中小事業者を応援する意味での経済対策であるため、大企業、みなし大企業は対象外としています。

Q13 地方自治体や公的機関の出資が入っている企業は、この応援金を受け取れますか。

A 中小企業基本法で定義する中小企業であれば、受け取ることができます。

(感染症対策について)

Q14 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」になる必要がありますか。

A 必要とさせていただきますので、登録をお願いします。

Q15 飛沫感染予防対策を講じていることが要件となっていますが、どのような対策でしょうか。

A 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」などを参考に、実態に応じて、①アクリル板等パーティションの設置、②客間を1m以上スペース確保、③マスク会食の推奨、④その他の対策を1つ以上取っていただくこととなります。

(売上比較について)

Q16 令和2年12月又は令和3年1月の売上が前年同月比△30%が要件となっていますが、令和2年に開店したため、前年同月比較ができません。どの時期と比較すればいいですか。

A

開店日	基準月の売上	比較月の売上
令和2年1月2日から11月1日の間	令和2年1月から11月までのうち、最も売上が高い月の売上	令和2年12月又は令和3年1月
令和2年11月2日から12月2日の間	連続した15日の売上高×2	
令和2年12月3日から令和3年1月1日の間	金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和2年12月又は令和3年1月の売上※	

(※事務局に対して事業計画の提出が必要です)

(必要書類について)

Q17 税務署の收受印が押された確定申告書を持っていない場合、どうしたらよいですか。

A 郵送申請等により控えに收受印がない場合は、收受印がなくても受け付けています。電子申請で申告書類をお持ちでない場合は、受信通知をご提出ください。

Q18 確定申告書は別表を含めすべて提出が必要ですか。

A 確定申告書は第1表(法人にあっては別表1)をご提出ください。

Q19 飲食店営業許可証の名義変更をしておらず、許可証上の氏名が私の氏名ではありません。どうすればいいですか。

A 名義が違う理由を記載した書類(任意様式)を提出してください。(例:許可名義人の〇〇さんは私の父親であり、令和2年10月に事業を継承しましたが、名義を変更していませんでした)

Q20 振込先口座にゆうちょ銀行を指定できますか。

A 指定できます。本・支店名、口座番号の記載方法は次の通りです。



(支給時期について)

Q21 いつから支給されますか？

A 書類審査等を経て、なるべく速やかに支給を開始する予定です。

(その他)

Q22 税理士や行政書士等に申請業務を代行してもらい、連絡先も税理士や行政書士等にしたいですか。

A 可能です。委任状は必要ありませんが、事務局から記載内容について照会があった時に、速やかに回答できるようにしてください。

Q23 この応援金は課税対象ですか。

A 補助金等は税法上収入として扱われるため、課税対象となります。